明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令（**総務**六四）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**七四）　五

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（**内閣府**一七八八～一八〇四）　七
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**一八〇五～一八三六）　八
○地域再生計画の認定を取り消した件（**同**一八三七）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○総務省令第六十四号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）の規定に基づき、並びに同法及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日

総務大臣　石田　真敏